

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	男鹿市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.oga.akita.jp/index.cfm/12,0,147.html">http://www.city.oga.akita.jp/index.cfm/12,0,147.html</a>

執行機関名 男鹿市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)による医療費の支給に関する事務(ひとり親家庭等)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項及び別表第2第1の項 男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)による医療費の支給に関する事務(ひとり親家庭等)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、男鹿市に居住地を有する乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号) 男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第3条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第3条第1項に規定する福祉医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	父又は母、若しくは当該受給者の生計を維持している扶養義務者(民法(明治31年法律第9号)第877条第1項に定める者。ただし、ひとり親家庭の児童にあっては当該児童の父又は母の兄弟姉妹を含む。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項に規定する福祉医療費受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	父又は母、若しくは当該受給者の生計を維持している扶養義務者(民法(明治31年法律第9号)第877条第1項に定める者。ただし、ひとり親家庭の児童にあっては当該児童の父又は母の兄弟姉妹を含む。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報